

鹿屋市自主文化事業 かのやんワンコインコンサート

第3回

ジミー入枝ファミリーコンサート



●期 日 = 6月28日(火) ●開 演 = 13:30 ~
●場 所 = 市文化会館 ●入 場 料 = 500円

ワンコインコンサートとは?
ワンコイン(500円)で気軽に楽しんで頂ける毎月1回のコンサートです。音楽のジャンルは様々で、子どもから大人まで楽しんで頂ける内容を企画しています。

【問い合わせ】 市文化会館 ☎ 0994-44-5115

リナシアター 映画情報



ちょっと不謹慎、けれどポップでタメになる、日本国民必見の裁判エンターテインメント・ムービーが誕生!

映画「裁判長!ここは懲役4年でどうすか」4年でどうすか

●上映期間 6月4日(土) ~ 17日(金)

●上映時間(95分)

① 10時 ② 13時
③ 16時 ④ 19時

●鑑賞料

高校生以上 1,000円
中学生以下 800円

※上映期間・時間、鑑賞料は変更する場合があります。

【問い合わせ】

リナシアターの
☎ 0994-35-1001

介護保険住宅改修費の支給にあたり 7月1日から受領委任払いを始めます

介護保険における住宅改修費の支給とは、要介護や要支援認定を受けた人が、自宅で生活するために必要な住宅の改修費用について、払い戻しが受けられる制度です。

※ただし、制度を利用するには、住宅改修理由書を作成し、市へ事前相談のうえ承認を得る必要があります。

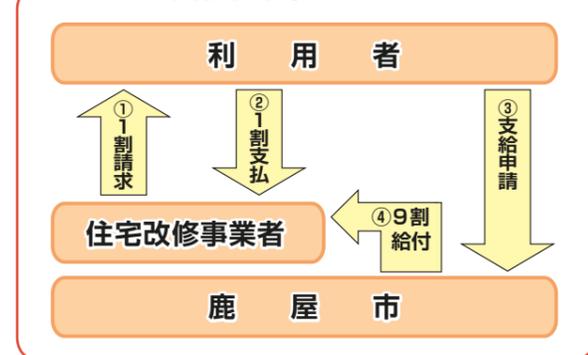
従来は改修費用をいったん全額支払い、後に9割分を払い戻す「償還払い制度」でしたが、次の要件に該当する人を対象として、住宅改修の費用について、利用者は1割相当額の自己負担分のみを支払い、9割相当額の保険給付分は受領委任を受けた施工業者に市が直接支払う「受領委任払い制度」を始めます。

なお、償還払い制度は、従来どおりご利用できます。

～受領委任払い利用に当たっての要件～

- 介護保険料における算定基準の所得段階が第1段階から第3段階までに該当する人
- 介護保険料の滞納が無い人
- 介護保険の給付制限を受けていない人

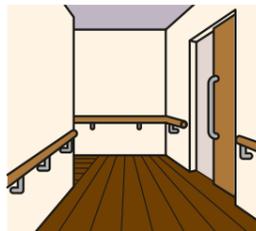
受領委任払いの流れ



住宅改修施工業者の皆さんへ

受領委任払いにより住宅改修工事を施工する場合は、あらかじめ鹿屋市に誓約書を提出し、登録が必要です。

詳しくは、お問い合わせ下さい。



【問い合わせ】 市高齢福祉課(1階⑨番窓口) ☎ 0994-43-2111 内線 3194

健康

一般健康相談

相談日

市保健相談センター・
輝北総合福祉センター

6月20日(月)

吾平保健センター

6月17日(金)

串良ふれあいセンター

6月7日(火)

時間 9時30分 ~ 11時30分

地上デジタル放送相談コーナーを設置します

7月24日(日)の地上デジタル放送完全移行を控え、デジタル化に不安をお持ちの人や質問がある人に対して、相談コーナーを次のとおり設置します。

●設置場所 市役所1階市民ホール

●相談員 鹿児島県テレビ受診者支援センター相談員

●設置期間 6月15日(水) ~ 7月8日(金)、7月19日(火) ~ 8月15日(月)

【問い合わせ】

市情報行政課(5階)
☎ 0994-31-1135

リナシアターの催し

東北関東大震災義援金コンサート

●期 日 6月12日(日)

●時 間 12時 ~

●場 所 リナシアターのや3階ホール

●ゲスト 日本舞踊英聖舞会社中、ジミー入枝

●入 場 料 無料

【問い合わせ】

(有)菅根プロ
☎ 0994-44-3273

分、13時 ~ 15時
※市保健相談センターは9時から行います。

●内 容 栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査、当日会場へ行けない人を対象にした訪問による健康相談

●この日の健康相談日

●日 時 6月20日(月)

9時 ~ 11時30分、13時 ~ 15時

●場 所 市保健相談センター

【問い合わせ】

市健康増進課
☎ 0994-41-2110

市県民税納税通知書を発送します

平成23年度の個人の市県民税(住民税)は、平成22年1月から12月までの所得について課税されます。市県民税申告や所得税確定申告、職場での年末調整などの資料をもとに所得額や控除額を計算します。

市県民税の徴収(納税)方法には、普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収の3つがあり、次のスケジュールで発送します。

- 給与特別徴収 5月13日(金)に会社等に送付しています
- 普通徴収・年金特別徴収 6月13日(月)に個人の自宅等に郵送し通知



Q & A それぞれの徴収方法の違いは?

○普通徴収

事業所得や不動産所得などの市県民税は、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただきます。納税方法は、金融機関の窓口で納付書で納めるか、口座振替によって納めることとなります。

○給与特別徴収

給与所得者の市県民税は、給与の支払者が毎月の給与支払の際にその人の給与から税金を差し引いて、これを翌月の10日までに市に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、6月から翌年5月までの12か月で徴収することとなっています。

○年金特別徴収

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る市県民税は、公的年金の支払者(厚生労働省など)が年金を支払う際に、その人の年金から税金を差し引いて市に納入することになっています。これを年金からの特別徴収といい、年金の支払がある偶数月(年6回)に行われます。なお、4月・6月・8月は仮徴収といい、その年の2月に徴収された額と同額が差し引かれる期間となっています。これは、税額が決定する6月までの期間と年金支払時期とが異なるための措置です。このため、仮徴収した額が決定した額より多い場合は、後日還付(充当)します。

これらの徴収方法は、所得の種類や金額等により、いずれか一つだけではなく、普通徴収と給与特別徴収の2つがある人や、普通徴収と給与特別徴収と年金特別徴収の3つがある人もいます。

【問い合わせ】 市税務課(1階⑭番窓口) ☎ 0994-43-2111 内線 3114・3116